

11月は動物による危害防止対策強化月間

動物はルールを守って飼いましょう

人と動物が共に暮らすため、動物の性質や行動を理解して、接し方について考えましょう。急に動物に近づいたり手を出さないように注意するとともに、動物を驚かしたり嫌がることはしないようにしましょう。

動物を飼うときの注意点

- きちんとしつけましょう。万が一、人に危害を加えた場合は、届出が必要です。
- 迷子や災害時に備え、鑑札と注射済票（犬の場合）を付け、マイクロチップを入れましょう。
- 動物のふんや尿は、飼い主が責任を持って適正に処理しましょう。トイレを済ませてから外出しましょう。
- 動物の遺棄や虐待は、法律で禁止されています。最後まで責任をもって飼いましょう。
- 繁殖を望まない場合は、不妊去勢を行いましょう。
- マイクロチップが装着された犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、住所や氏名の変更登録を行う必要があります。

☎動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818



犬の飼い主の方へ

- 犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。また、転居など登録事項の変更や犬がなくなった場合は届け出が必要です。
- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩のときもリードを離さないでください。飼育している場所から逃げ出さないように十分注意するとともに、散歩は犬を確実に制御できる人が行いましょう。
- 犬の鳴き声により近隣の方が困っていることもあります。どのようなときに吠えるのか原因を明らかにして、それに応じたしつけなどを行いましょう。

猫の飼い主の方へ

- 猫は室内で飼いましょう。屋外で飼うと、他人の敷地で排泄をするなどの迷惑をかけることがあります。

11月は秋の子どもまんなか月間（オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン）

社会全体で児童虐待を防止しよう

189（いちはやく） 気づいてあげて そのサイン（2024年度最優秀標語）

子どもへの虐待による痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待は、子どもの心身に大きな傷を残し、成長や発達にも深刻な影響を与えます。虐待を防ぐには、早期の発見からその後の支援まで、行政機関・地域・学校など社会全体での連携や取り組みが必要です。

虐待かな？と思ったら、いちはやく（189）連絡を！

虐待から子どもを守るためには、地域の方の気づきや声掛けが大切です。

虐待かな？と思ったら、ご相談ください。相談や連絡をした方の秘密は守られます。ホームページからも受け付けています。☎千葉市 電子申請 児童虐待

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

児童相談所 東部（中央・若葉・緑区）☎277-8820 FAX278-4371（東部・西部共通）
西部（花見川・稲毛・美浜区）☎277-8821

保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2151 FAX221-2606 花見川 ☎275-6445 FAX275-6318
稲毛 ☎284-6139 FAX284-6182 若葉 ☎233-8152 FAX233-8178
緑 ☎292-8139 FAX292-8284 美浜 ☎270-3153 FAX270-3291

子どもや親からのサインを見逃さないで！

子どもの様子

いつも子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる、不自然な傷や打撲の跡がある、衣服や身体がいつも汚れている、夜遅くまで独りで遊んでいるなど

親の様子

よく怒鳴り声が聞こえる、子どものけがや病気を医者に見せない、幼い子どもを置いて度々外出している、子どもの養育に拒否的・無関心など

これらは全て虐待です

- 心理的虐待＝言葉による脅しや無視、家庭内での暴力（DVなど）の目撃、きょうだい間の差別など
- 身体的虐待＝蹴る、殴る、やけどを負わせるなど
- ネグレクト（怠慢・拒否）＝適切な食事を与えない、不潔のまま放置するなど
- 性的虐待＝性的ないたづらをする、性的強要をするなど

オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンとは、2004年に起きた幼い兄弟の命が失われた事件をきっかけに制定された児童虐待防止のシンボルです。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表していて、毎年11月に児童虐待を防止するための広報・啓発活動が全国的に行われています。11月1日（金）～7日（木）日没～22:00に千葉駅前大通りにあるセントラルアーチ（中央区中央1）をオレンジ色にライトアップするなど、千葉市でも取り組みを行います。

☎こども家庭支援課 ☎245-5608 FAX245-5631



子育ての悩み、相談してください

子育ての中で、悩みや不安を抱え込むと、イライラしたり気持ちに余裕がなくなってしまうことがあります。誰かに話すことで気持ちが軽くなることもあります。

【下記】の相談窓口のほか、子育て支援館や子育てリラックス館などでは子どもを近くで遊ばせながら相談できます。詳しくは、☎子育てナビ

育児の不安や子どもの発達について相談したいとき

保健福祉センター健康課

中央 ☎221-2581 花見川 ☎275-6295
稲毛 ☎284-6493 若葉 ☎233-8191
緑 ☎292-2620 美浜 ☎270-2213

家庭と子どもの相談をしたいとき

保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2151 花見川 ☎275-6445
稲毛 ☎284-6139 若葉 ☎233-8152
緑 ☎292-8139 美浜 ☎270-3153

児童相談所

東部（中央・若葉・緑区）☎277-8820
西部（花見川・稲毛・美浜区）☎277-8821

親子のためのSNS相談@ちば

子育ての不安、親子関係の悩み、子どもからの家庭に関する悩みなどをLINEで相談できます。

日時 平日9:00～21:00
土・日曜日、祝・休日9:00～17:00

対象 県内在住の18歳未満の方、保護者

備考 相談前に、ホームページで注意事項をご確認ください。

利用方法 【右記】コードから、友だち追加をしてメッセージを送信。

詳しくは、☎千葉市 親子のためのSNS相談

